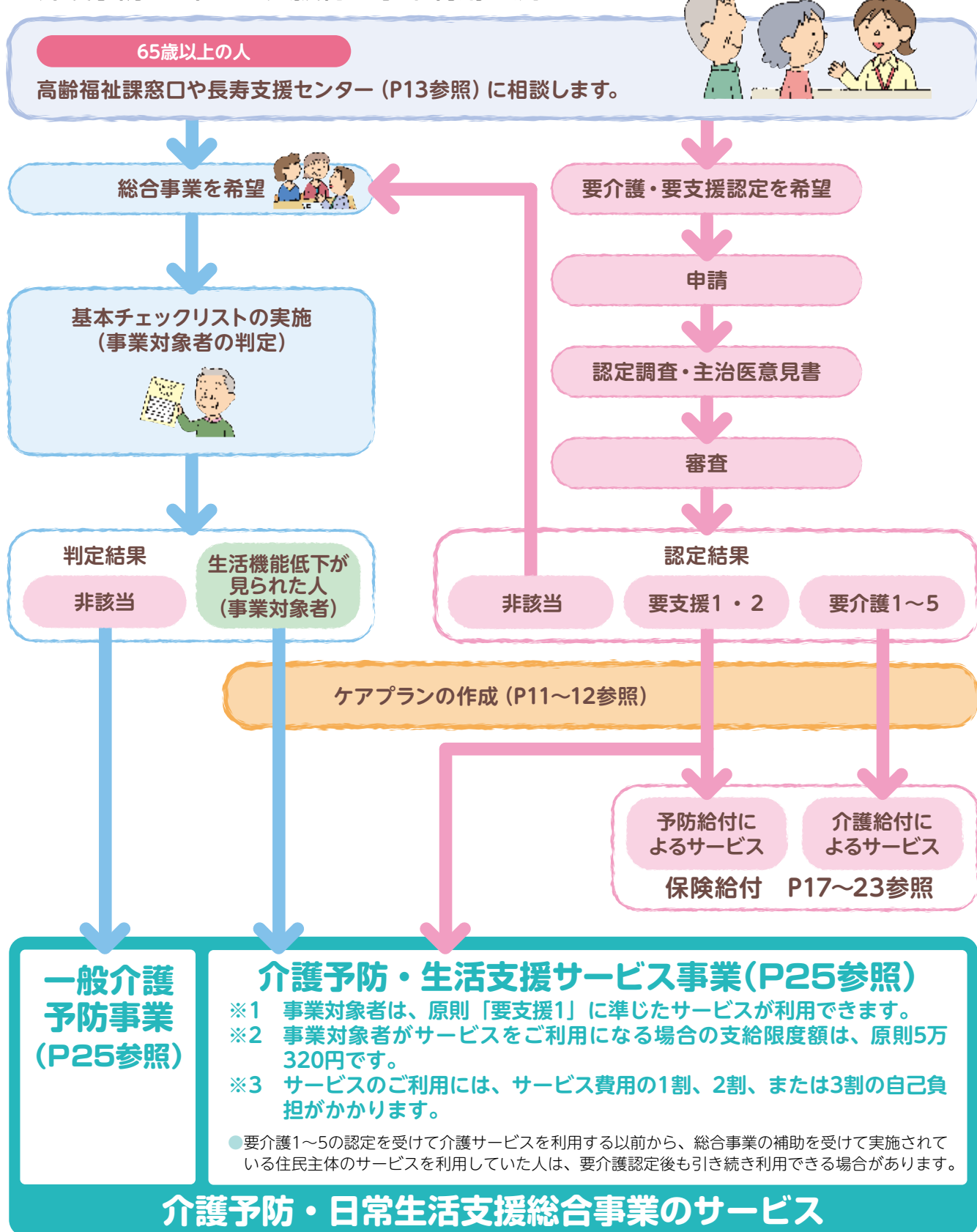


介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがある高齢者に対して介護予防・生活支援サービス事業を行います。また、すべての高齢者を対象に一般介護予防事業を提供します。

■介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ



利用できるサービスは？
その他のサービス

■利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 以前の介護予防訪問介護相当サービス（従前相当サービス）
 - ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
 - ・サービス内容等はP18を参照してください。
- 緩和した基準による訪問型サービス（訪問型サービスA）
 - ・サービス提供者が居宅を訪問し、生活援助を行います。
 - ・利用者の負担は、以下のとおりです。

(円/回)

利用者自己負担割合	1割	2割	3割
所要時間20分以上45分未満の場合	183	366	549
所要時間45分以上の場合	240	480	720

通所型サービス

- 以前の介護予防通所介護相当サービス（従前相当サービス）
 - ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
 - ・サービス内容等はP17を参照してください。
- 緩和した基準による通所型サービス（通所型サービスA）
 - ・通所施設で、運動やレクリエーション活動など、閉じこもり予防や自立支援に資する支援を行います。
 - ・利用者の負担は、1回につき398円※です。

※利用者の負担は、所得に応じて1回につき795円または1,193円となります。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

介護予防把握事業

運動機能・口腔機能・栄養改善など何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

介護予防普及啓発事業

各長寿支援センターが、介護予防活動の普及や啓発のため、各種教室の開催や出前講座を行います。

地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動に対して支援などを行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職が関わり、地域の介護予防の取り組みを支援します。